



九通環第161号
平成24年6月13日

関係各位

総務省
九州総合通信局長
(公印省略)

平成24年度電波利用環境保護に係る広報について（依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、情報通信行政に対し深いご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、ご存知のとおり近年における電波利用は、テレビ・ラジオや携帯電話などの身近なものから、航空機、船舶、警察、消防・救急等の人命財産に関わるものまで、社会のいたるところで使われております。

しかしながら、不法に開設された無線局等によるテレビやラジオへの受信障害、携帯電話への通話妨害、さらに、警察や消防・救急など人命財産に関わる重要な無線通信に対する妨害などの深刻な事案が多数発生しており、最近インターネットを通じた安易な無線機器の販売・入手が広がりつつあり、違法性の認識のない人が電波法違反の当事者になってしまうといった問題も顕在化しております。

こうした状況から、当局では良好な電波を効率良く利用できる電波利用環境を整備するため各種施策を展開しており、今年度におきましても「STOP! 不法電波」をキャッチフレーズに当該広報活動を、より積極的に行うこととしております。

つきましては、以上の趣旨をご理解の上、ポスターの掲示及びリーフレットの配布について格別のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、ポスター等の有効期間は来年3月末までとなっておりますので、有効期間までには撤去いただくようお願い申し上げます。

あわせて、別添広報用例文を参考にいただき、貴団体の発行される広報誌又はホームページに電波利用環境保護に関する記事を掲載していただきますよう、ご検討の程よろしくお願い申し上げます。電子データが必要な場合は、当方まで連絡をお願いします。

なお、広報誌又はホームページに掲載していただいた場合は、メール、FAX、郵送等により連絡していただければ幸いと存じます。

敬 具

パーソナル無線の免許の有効期間は、平成27年11月30日までとなりました。

－問合せ先－

〒860-8795 熊本市西区春日2丁目10番1号
総務省 九州総合通信局 電波利用環境課

TEL: (096) 312-8256 FAX: (096) 312-8259

E-mail: kyusyu-kankyo@ml.soumu.go.jp

STOP! 不法電波

—総務省九州総合通信局からのお知らせです—

総務省九州総合通信局では、電波を正しく利用していただくための広報活動及び不法無線局の取締りを強化しています。

電波は、テレビやラジオの放送や携帯電話などの身近なものから、飛行機や船、警察、消防・救急の無線などの社会や生活の安全に関わるものまで、暮らしのいたるところで使われています。

しかし、ルールを守らない不法な無線局によって、テレビやラジオの受信に障害を与えたり、携帯電話の通話を妨害したりするなど暮らしに悪影響を及ぼすだけでなく、警察、消防・防災行政無線など人命に関わる重要な無線に対する混信・妨害が発生するなど、私たちの生活をおびやかしています。

不法な無線局を開設したり運用したりすると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、また不法電波で公共の無線通信を妨害すると5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処せられます。

電波には免許が、無線機には技適マークが必要です。誰もが安心して利用できるようにするため、一人ひとりがルール（電波法）を守ってクリーンな電波環境を作りましょう。

—問合せ先—

■九州総合通信局

HP <http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>

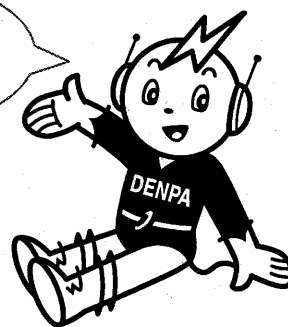
○不法無線局、混信・妨害……TEL:096-312-8255

○受信障害(テレビ・ラジオ)……TEL:096-326-7873

○電波利用料……TEL:096-326-7843

○その他行政相談……TEL:096-326-7819

電波のことなら
九州総合通信局へ



デンパ君

※パーソナル無線の免許の有効期間は、平成27年11月30日までとなりました。